

質問回答

NO.	質問	回答
1	別添 2 仕様書 (3) 最終処分場における～の箇所 「令和 7 年度規制Pops等含有廃棄物の適正処理方法検討業務において得られた効果 (環境省担当官からの資料を別提供) を用いて、」と記載がありますが、資料はいつ頃ご提供頂けますでしょうか？	契約締結後速やかに提供します。
2	別添 2 仕様書 (3) 最終処分場における～の箇所 「調査を行う最終処分場は国内の産業廃棄物の管理型処分場 3 か所程度とし、」と記載がありますが、3 か所程度にその選定の基準はありますか？また、3 箇所程度の幅はございますか？ (2～4 箇所で問題ございませんでしょうか？)	PFOS等の対策が必要な処分場を対象に環境省と協議の上、対象を決定することを考えています。調査件数については原則3か所の調査を行うことを想定しておりますが、あらかじめ変更契約手続きを行っていただいた上で、調査件数を 2 箇所又は 4 箇所することも可能です。